

総行行第38号  
平成28年2月12日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による地方自治法施行令の一部改正及び関係省令の公布について（通知）

「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成27年政令第392号。以下「整備令」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の一部が改正されることとなり、また、本日、地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成28年総務省令第7号。以下「審理省令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第8号）が公布されました。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）による地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正については、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正について（通知）」（平成26年6月13日付け総行行第94号各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長及び各指定都市議会事務局長あて行政課長通知）により通知したところですが、今般の整備令による令の改正は、整備法の施行に伴い、法に規定する審査請求等に関する所要の規定の整備を行うものです。

また、審理省令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令は、整備法及び整備令の施行に伴い、自治紛争処理委員が行う審理等の手続の細目及び再々審査請求についての行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）の準用について規定するものです。

整備令、審理省令及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）に施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村及び市町村議会に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 整備令による令の一部改正

#### (1) 再々審査請求への行政不服審査法施行令の規定の準用に関する事項

法第252条の17の4第5項に規定する再々審査請求について、再審査請求の手續について定めた行審不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第19条の規定を準用することとされたこと。（令第174条の25の2関係）

#### (2) 法第255条の5第1項に規定する審査請求に係る規定の整備に関する事項

##### ① 行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の適用に係る読替えに関する事項

法第255条の5第1項に規定する審査請求についての行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の適用について、「審理員」を「自治紛争処理委員」と読み替える等の規定の整備がされたこと。（令第178条の2第1項及び第2項関係）

##### ② 自治紛争処理委員の合議に関する事項

自治紛争処理委員が行う事項の一部について、自治紛争処理委員の合議によるものとされたこと。（令第178条の2第3項関係）

#### (3) 法第255条の5第1項に規定する審査の申立て等に係る規定の整備に関する事項

##### ① 法第258条第1項において準用する行政不服審査法及び令第178条の5において準用する行政不服審査法施行令の適用に係る読替え等に関する事項

法第255条の5第1項に規定する審査の申立て又は審決の申請（以下「審査の申立て等」という。）についての、法第258条第1項において準用する行政不服審査法及び令第178条の5において準用する行政不服審査法施行令の適用について、「審理員」を「自治紛争処理委員」と読み替える等の規定の整備がされたこと。審査の申立て等について、令第178条の5

において準用する行政不服審査法施行令第1条及び第2条を適用しないこととされたこと。（令第178条の3第1項及び第2項関係）

②自治紛争処理委員の合議に関する事項

審査の申立て等について、令第178条の2第3項（第16号を除く。）の規定を準用することとされたこと。（令第178条の3第3項関係）

(4) 自治紛争処理委員の手續の細目に係る省令への委任

法第255条の5第1項の規定による自治紛争処理委員の審理の手續の細目について、総務省令で定めることとされたこと。（令第178条の4関係）

(5) 異議の申出等に係る行政不服審査法施行令の準用

法第258条第1項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について、行政不服審査法施行令第1章（第15条第1項第1号及び第2項並びに第17条を除く。）の規定を準用することとされたこと。必要な読替えについて規定されたこと。（令第178条の5関係）

(6) 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行するものとされたこと。（整備令附則第1条関係）

## 2 審理省令

(1) 自治紛争処理委員の審理の手續の総則等に関する事項

法第255条の5第1項に規定する自治紛争処理委員の審理の手續の総則等について規定されたこと。（審理省令第1条から第4条関係）

(2) 審査請求があった場合の審理に関する事項

法第255条の5第1項に規定する審査請求があった場合の審理の手續の細目について規定されたこと。（審理省令第5条から第24条関係）

(3) 審査の申立て等があった場合の審理に関する事項

審査の申立て等があった場合の審理の手續の細目について規定されたこと。（審理省令第25条及び第26条関係）

(4) 異議の申出等に係る行政不服審査法施行規則の準用

法第258条第1項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について、行政不服審査法施行規則第1条から第4条の規定を準用することとされたこと。（審理省令第27条関係）

(5) 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行するものとされたこと。（審理省令附則第1条関係）

3 地方自治法施行規則の一部を改正する省令

(1) 行政不服審査法施行規則の準用に関する事項

法第252条の17の4第5項に規定する再々審査請求について、行審不服審査法施行規則第1条から第4条の規定を準用することとされたこと。（地方自治法施行規則第17条関係）

(2) 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行するものとされたこと。（地方自治法施行規則の一部を改正する省令附則関係）